

# 岡山市男女共同参画相談支援センター相談員（嘱託員）募集要項

平成30年10月4日

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号  
岡山市市民協働局市民協働部  
女性が輝くまちづくり推進課  
電話（086）803-1115（直通）

**申込受付期間 平成30年10月4日（木）～平成30年10月16日（火）**

市では、「岡山市男女共同参画相談支援センター」の相談員（嘱託員）として、男女共同参画の視点に立って、市民からの様々な相談を受ける職務に当たることができる、健康でかつ意欲のある方を次のとおり募集します。

## 1 応募条件（次のいずれも満たす方）

- ・パソコンで基本操作（ワード、エクセル）ができる方
- ・相談員としてふさわしい人格と熱意をもっている方
- ※カウンセラー有資格者または相談業務経験者が望ましい

## 2 募集人員

1人

## 3 勤務条件等

勤務場所	岡山市男女共同参画相談支援センター （岡山市北区表町三丁目14-1-201号アークスクエア表町2F）
雇用期間	平成30年11月1日から平成31年3月31日まで
勤務内容等	男女共同参画相談支援センターにおける事務（身分：嘱託員） ※ドメスティック・バイオレンス（DV）、セクシュアル・ハラスメントなど性別に起因する人権侵害に関する相談をはじめ、家族や人間関係、その他様々な相談について電話・面接により対応します。
勤務時間等	1日：10時00分～17時00分（うち休憩時間：1時間） 12時00分～18時00分 14時00分～20時00分 ※事業の都合で変更の場合あり。 ※時間外の勤務はありません。 1週間：5日（計30時間00分） 1か月：約21日 （休日：火曜日・所属長が指定する1日・祝日相当日・年末年始）
休暇	年次休暇：1年目 3日（採用日から12月31日まで） 翌年 11日 特別休暇：忌引、婚姻等
報酬等	報酬：月額 168,200円（平成30年10月現在） 月額による報酬は、毎月15日にその月分が支給されます。 勤務しない時間数に応じて減額されます（有給休暇を除きます。）。 通勤定期代又は通勤距離に応じて通勤費相当額が支給されます。

社会保険等	健康保険 有 厚生年金 有 雇用保険 有 災害補償 公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度があります。
退職等	雇用期間の満了をもって退職となります。 雇用期間中であっても、以下のいずれかに該当する場合は、退職していただきます。 (1) 委嘱業務が終了または中止した場合 (法律改正による職の見直しにより終了または中止となる場合も含みます。) (2) 職務上の義務違反、又は職務遂行に支障がある場合 (3) 全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合 (4) 法令その他に違反した場合

#### 4 試験方法及び日時・場所

平成30年10月18日(木) 岡山市役所分庁舎6階会議室

受付時間 14時00分～14時15分

(1) 小論文(30分) 14時20分～14時50分

(2) 口述試験(個別面接) 15時00分～

※1 小論文のテーマは当日出題します。

※2 14時35分までに入室しない場合は、小論文試験、口述試験ともに受験できません。

#### 5 応募方法等

##### (1) 申込書の請求

岡山市女性が輝くまちづくり推進課(市役所本庁舎7階)でお渡しします。

なお、郵送で請求する場合は、封筒の表に「岡山市男女共同参画相談支援センター相談員申込書請求」と朱書き、120円切手を貼った返信用封筒(角2のサイズで、郵便番号、宛先を明記したもの)を同封して請求ください。

※市役所の開庁日は、平日の8時30分から17時15分までですのでご注意ください。

##### (2) 応募方法及び申込先

封筒の表に「岡山市男女共同参画相談支援センター相談員申込」と朱書き、受付期間中に岡山市職員申込書(必要事項を記入し、署名・押印のこと)を同封のうえ、郵送又は持参してください。

##### (3) 申込先

〒700-8544

岡山市北区大供一丁目1-1

岡山市役所本庁舎7階

女性が輝くまちづくり推進課

電話(086)803-1115(直通)

##### (4) 受付期間

平成30年10月4日(木)～平成30年10月16日(火)

※10月16日(火)は17:00必着

#### 6 その他

- ・応募資格がないこと、又は申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格(採用)を取り消すことがあります。
- ・結果については、合否にかかわらず全員に通知しますが、10月18日(木)実施の試験を受験しなかった方については、辞退したとみなし、結果の通知は致しません。